

令和4年度 認定こども園入園案内

令和3年12月20日

大 樹 町

町では令和4年度の認定こども園の入園児童を次のとおり募集いたします。

記

1 募集するこども園と定員

区 分	こども園名	定員	区 分	こども園名	定員
町 立	尾田認定こども園 (保育所部門・幼稚園部門)	30 名	法 人	認定こども園たいき (保育所部門・幼稚園部門)	155 名

定員と利用選考について

認定こども園への入園については、希望者が多数いるため希望する認定こども園へ入園できない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。なお、認定こども園が定員超え等により不承諾となった場合は、入園待機者として取り扱われ、空きが出た時点で、待機者及び途中入園希望者の中から保育の必要度について選考を行い、再度承認・不承認の決定を行います。

2 募集対象児童

☆保育所部門

年齢区分	生 年 月 日
0 歳 児	令和3年4月2日生から令和3年6月1日生ままで
1 歳 児	令和2年4月2日生から令和3年4月1日生ままで
2 歳 児	平成31年4月2日生から令和2年4月1日生ままで
3 歳 児	平成30年4月2日生から平成31年4月1日生ままで
4 歳 児	平成29年4月2日生から平成30年4月1日生ままで
5 歳 児	平成28年4月2日生から平成29年4月1日生ままで

※0歳児で途中入園の予定をされている方は年齢区分にかかわらず提出してください。

☆幼稚園部門

年齢区分	生 年 月 日
3 歳 児	平成30年4月2日生から平成31年4月1日生ままで
4 歳 児	平成29年4月2日生から平成30年4月1日生ままで
5 歳 児	平成28年4月2日生から平成29年4月1日生ままで

3 認定こども園に入園できる基準

☆保育所部門

児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保護者に代わってこども園が保育する必要があると認められた場合に限りです。

- (1) 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む。ただし、一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
- (2) 妊娠、出産
- (3) 保護者の疾病、傷害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）※原則、短時間保育となります。
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
※原則、短時間保育となります。
- (10) その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

0～2 歳児の入園について

0～2 歳児の申込みが近年増加傾向にあり、認定こども園においても保育士の確保に努めているところですが、希望者多数の場合は入園の選考を行うことがあります。選考の際は「令和4年度認定こども園利用基準表」に基づいた点数を考慮し優先順を決定します。

☆幼稚園部門

幼稚園部門は保護者の就労に関わらず、令和4年4月1日に3歳になっている児童は入園することができます。

4 入園申込書一式（本申請）の提出について

- ☆ 提出期間 令和4年1月6日（月）から令和4年1月17日（月）
- ☆ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分
（期間内・受付時間内に提出できない方は保健福祉課児童保育係
Tel6-2700までご連絡ください）
- ☆ 提出先 保健福祉課児童保育係（大樹町高齢者保健福祉推進センターらいふ内）
- ☆ 提出方法 持参提出（郵送及び、役場や認定こども園への持参提出はお受けできませんのでご注意ください）

全 員 必 須

① 支給認定等申請書兼こども園入園申込書

- ・印鑑は必ず押印してください。（申請者氏名欄及び同意書）

② 健康状態申告書（兼アレルギー疾患に関する調査票）

・入園希望児童の健康状態等について詳しく記入してください。

③ 利用同意書・個人情報使用同意書

保育所部門 入園希望の方必須

④ 保育理由申告書

・入園希望児童を家庭で保育できない理由を記入していただきます。また、保育理由により別途添付が必要な書類を選択肢の指示通り添付してください。

⑤ 源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し（父母両方必須）

・源泉徴収票または確定申告書の写しを添付してください。

源泉徴収票の写しー令和3年分の所得税の給与源泉徴収票の写し

確定申告書の写しー自営業の方、または2箇所以上から給与等を受けていて就労先等で年末調整されていない方

・令和3年に就労実績がないため、源泉徴収票または確定申告書を提出できない方はお知らせください。

・確定申告書の写しは2月25日（金）までに提出してください。

⑥ 雇用証明書（父母両方必須：以下の項目に該当する方のみ提出してください）

(1)令和4年度入所利用受付時（令和3年10月実施）に未提出の方

(2)入所利用受付時に提出した雇用証明書の雇用期間が令和4年3月31日以前までのため再提出される方

(3)入所利用受付以降に勤務先や就労内容（勤務日数や時間等）が変わった方

※(1) (2)に該当される方には、雇用証明書を同封します。勤務先や就労内容が変わった方には雇用証明書を郵送しますので、保健福祉課児童保育係（Tel6-2700）までご連絡ください。

雇用証明書の提出について

保護者の雇用内容等（勤務先・雇用形態・勤務日数、時間等）を定期的に確認するため、年2回（5月・11月の入所利用受付時）、雇用証明書の提出をお願いします。次回は令和4年5月です。（雇用証明書の様式は、令和4年4月下旬に配布する予定です。）

0～2歳児 入園希望の方必須

⑦ 令和4年度 認定こども園（保育所部門）利用調整基準表

・該当する項目に「○」を記入してください。（両面）

新規入園で令和3年1月1日以降に大樹町に転入された方必須

⑧令和3年度所得課税証明書（父母両方必須）

・保育料算定に必要なため「令和3年度所得課税証明書」を添付してください。

なお、令和3年度所得課税証明書は令和3年1月1日に住民登録されている市区町村で発行されます。発行方法や料金等詳しくは発行先の市区町村へお問合せください。

下記の理由により入所申込みされる方必須

⑨妊 娠

- ・母子手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）

⑩保護者の疾病、障害

- ・診断書等の写し等、病気・けがの状況がわかる書類

⑪同居または長期入院している親族の介護・看護

- ・診断書または障害者手帳、介護保険証の写し

⑫災害復旧

- ・内容がわかる書類

⑬求職活動（起業準備を含む）

- ・ハローワークの登録証（ハローワークカード）の写し等、求職中であることを確認できる書類

⑭就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

- ・在学証明の写しや時間割、通学の状況がわかる書類

⑮育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であるとき

- ・育児休業証明書

※用紙が必要な方は保健福祉課児童保育係（Tel6-2700）までご連絡ください。

注意！！ 必須書類の提出がなかったときは申込みを受理できませんのでご注意ください

5 保育料について

別紙「令和3年度 大樹町保育料・料金表」を参照してください。

6 途中入園について（令和3年6月2日生まれ以降の児童を含む）

年度途中に入園を希望する場合についても、当初入園と同様の書類を提出してください。ただし、入園の可否決定については、原則、入園希望日の1ヵ月前に行いますのでご注意ください。申請日と入園希望日の間が1ヵ月に満たない場合は、即時決定いたします。

7 こども園・保育園の住所と電話番号（問い合わせ先）

区分	保育所名	住 所	電話番号
町立	尾田認定こども園	大樹町字尾田420番地	7-5429
法人	大樹南保育園	大樹町西本通70番地9	6-2568

※法人運営主体は、社会福祉法人 大樹福祉事業会（理事長 佐藤 英道）です。

8 利用受付・入園申込等の問い合わせ先

大樹町高齢者保健福祉推進センターらいふ内 保健福祉課児童保育係（担当：木田・山口）	電話 6-2700（直通）
--	---------------